

非常災害対策について

「水防法等の一部改正する法律」が平成 29 年 5 月 19 日に公布され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、「甲府市水防計画」「甲府市地域防災計画」に定められた浸水想定・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。さらに、令和 3 年 7 月 15 日における「土砂災害防止法」の改正では、浸水想定・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、その避難訓練の結果を市町村長へ報告することが義務づけられました。

また、甲府市では、全国各地で水害が頻発・激甚化した昨今の状況を踏まえ、市内を流れる 10 河川が同時に決壊した場合を想定した洪水浸水想定区域図に基づく「甲府市洪水ハザードマップ」を公表しております。

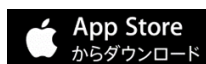
つきましては、「甲府市洪水ハザードマップ」又は「甲府市防災アプリ」を参照され、各事業所が浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置しているかを確認の上、該当する場合には安全な避難経路や避難場所、不測の事態における適切な避難行動を想定した避難確保計画の作成と点検、避難訓練を実施してください。

社会福祉施設等は、自力で避難が困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するために、水害や土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要がありますので万全の対応をお願いいたします。

(1) 【甲府市洪水ハザードマップ】

⇒ 甲府市ホームページ>防災・防犯>ハザードマップ>甲府市洪水ハザードマップ

(2) 【甲府市防災アプリ】



【防災情報に関する問い合わせ先：甲府市防災企画課 電話 055-237-5331】

(3) 【避難確保計画の作成について】

⇒ 甲府市ホームページ＞防災・防犯＞防災＞風水害対策＞避難確保計画＞要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省ホームページ）
（別サイトへリンク）

※避難確保計画の作成の手引きや避難確保計画のひな型等が掲載されていますのでご活用ください。

(4) 【社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引】

⇒ WAM N E T山梨県センター＞掲示板＞県からのお知らせ＞介護保険施設等における非常災害対策について＞社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引について＞「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」「非常災害対策計画（策定例）」

(5) 【要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集】

⇒ <内閣府防災情報のページ>をご参照ください。